

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月10日(水)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員12名+推進委員3名)

### 農業委員(12名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、  
5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、  
10番 松川公彦、11番 宮野和男、12番 本田孝光、13番 渡邊三郎

### 推進委員(3名)

3番 篠崎達男、4番 因 泰光、14番 大和 秀寛

### 4 欠席委員(4名)

9番 安河内龍一、15番 舟越俊茂 (農業委員)  
2番 有吉幸一、7番 林 久芳 (推進委員)

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第11号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第12号 農用地利用集積等促進計画について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典  
課長補佐 佐野 史晃  
主事 甲斐 裕己子

## 8 会議の概要

議 長 　ただ今から、令和7年度第6回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中12名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。13番 渡邊委員、5番 水上委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　1ページ議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

事件番号1番、

### 【事件番号1番 説明】

議 長 　事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 　特に問題ありません。

議 長 　事件番号1番の担当地区の農業委員さんにつきましては、本日欠席ですので意見は省略いたします。

議 長 　事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 　ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、許可といたします。

議 長 　続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いいたします

事 務 局 　事件番号2番

### 【事件番号2番 説明】

- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を  
お願いいたします。
- 委 員 ありません。
- 議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見を  
お願いいたします。
- 委 員 譲受人が来られて、お話をしました。お米と野菜を作られるとのこと  
です。特に問題はありませので、皆さん審議をお願いいたします。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質  
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 事務局と協議をした中で、今回県外からの土地の購入というかたちです  
が、遊休農地になって、ということもあるので、担当地区の委員さんは、  
そういうことがないように、地元の方の協力も必要になってくると思  
いますので、アドバイス等よろしくをお願いします。
- 議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願  
います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、許可  
といたします。
- 議 長 つづきまして、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請につ  
きまして上程いたします。それでは事件番号1番につきまして、事務局  
より説明をお願いいたします
- 事 務 局 12ページ議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請につ  
きまして13ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていた  
だきます。  
事件番号1番、
- 【事件番号1番 説明】**
- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さんは本日欠席ですので、意見は省  
略させていただきます。
- 議 長 続いて事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての

意見をお願いいたします。

委員 推進委員さんと一緒に現地に行っております。特段問題はないと思います。

議長 事務局からの説明及び、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いいたします

事務局 事件番号2番、

#### 【事件番号2番 説明】

議長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 結論から申しまして、問題ありません。図面を見ていただきますと、水田の用をなしていない土地です。譲渡人の所有ですけれども、譲受人の親が当該水田の草刈り等をずっと管理しておりました。譲受人さんは、管理者の娘の婿で、宗像から帰ってくるということで、ここに家を建てるということなので、支障ないと思います。

議長 続いて農業委員の意見です。事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 今、推進委員より説明がありましたとおり、詳細きちんとお話しされています。実家が現地の50mほど先にあります。ここの家を建て替える予定でしたが、建て替えができないところだそうです。それで、今日の現場を見たところに家を建てたいという。農業をされているので、宅地と駐車場と農業用資材置場ということで申請が出されておりますけれども、特別に問題はないかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いいたします
- 事 務 局 事件番号3番、  
【事件番号3番 説明】
- 議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さんは本日欠席ですので、意見は省略させていただきます。
- 議 長 続いて事件番号3番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 今日現地に行って、見てもらった通りです。皆さま審議のほう、よろしくをお願いいたします。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますが、事件番号3番につきましては、条件付きで意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 次に日程第3 報告事項でございます。  
報告第11号 農地法第18条第6項の合意解約について、  
報告第12号 農用地利用集積等促進計画について  
事務局より一括して説明をお願いします。
- 事 務 局 32ページ報告第11号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、29ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項に係る報告表です。

**【説明】**

他 2 件合計 8 筆、面積 9,639 m<sup>2</sup>の合意解約となります。

引き続き 3 3 ページ報告第 1 2 号 農用地利用集積等促進計画につき  
まして、3 4 ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分になります。

**【説明】**

議 長 　　ただ今の事務局からの報告第 1 1 号、1 2 号について、ご質問、ご意見  
等ございましたらお願いします。

議 長 　　質問・意見等ございませんか。ないようですので、これらは報告案件で  
ございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、  
本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたしま  
す。